	_
物品又は役務の名称及び数量	
(1) 名称	(1) 一般廃棄物収集運搬業務委託
(2)物品調達又は業務内容	(2)別途仕様書のとおり
(3)物品調達時期又は履行期間	(3)令和5年4月 1日から
(4)履行場所	令和6年3月31日まで
(5) その他	(4) 山口総合支援学校
	(5) 仕様書は山口総合支援学校で配付
見積書を提出させる者の選定に係る基準	○障害者総合支援法に規定する
(契約申込に要する資格)	・障害者支援施設
	・地域活動支援センター
	・障害福祉サービス事業を行う事業所
	として指定されている施設
	○障害者基本法に規定する小規模作業所
	○上記施設に準ずる者として、知事の認
	定を受けた者
	○山口市の事業系一般廃棄物の収集運搬
	許可業者であること
契約相手方の決定の方法	(1)見積合わせを行い、予定価格の制
	限の範囲内で最低価格を提示した
	者を契約の相手方とする。
	(2) 見積書の提出が1者のみであった
	場合は、予定価格の制限の範囲内
	であるかを確認の上、当該の者を
	契約の相手方とする。
見積書の提出方法	以下により見積書を提出すること
	(1)提出期限
	令和5年3月27日午後1時
	見積書は封入すること。
	(2)提出先
	住所:山口市朝田585-1
	所属:山口県立山口総合支援学校
	連絡先:083-934-4811
	1

ı

山口総合支援学校一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

- 1 業務の名称 山口総合支援学校一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 業務の場所 山口市朝田585-1 山口県立山口総合支援学校内
- 3 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 業務の内容
- (1) 本校の指定する場所からゴミを定期的に回収する。
- (2) 回収廃棄物の回収場所、種類、回数及び1回の量
 - ① ランチルーム棟南
 - ・可燃物(給食残飯等生ゴミ)毎日1回、週5回(土日、祝日を除く)

または、45 %袋(大)で1回約4袋程度(年平均)

- ※春休み(4/1~4/7)・夏休み(7/21~8/31)、冬休み(12/25~1/7)、 春休み(3/21~3/31) の長期休業中の回収はありません。
- ② 管理棟北公用車駐車場付近
 - ・可燃物(紙等事務ゴミ、草・木類等生ごみ)毎日1回、週5回(土日、祝日、12/29~1/3を除く)45 ぱ袋(大)で1回約20個程度(年平均)
 - ・資源物(シュレッダーゴミ、段ボール、雑誌・カタログ等) 週1回
 - ※学校行事等実施時は、行事前後に増える場合があります。
- 5 その他
 - ・委託料は、精算払とする。(毎月払可)
 - ・毎月の業務終了後に、業務を実施した日を記載した別紙報告書を提出すること。